

## シフト制労働のあるべき姿

労働時間を一方的に指定したり、減らすことは何が問題なのか？

**日程** 2022年10月5日（水）

**時間** 18:00～20:00

**開催方法** 弁護士会館17階 1701ABC (Zoomウェビナー併用)

**申込**

下記URLまたは右掲載の二次元バーコードからお申し込みください。

(URL) <https://form.qooker.jp/Q/auto/ja/ssrasmo/shiftsinpo/>

(申込期限：2022年9月28日（水）までといたします。)

(会場参加者数：50名 Zoom参加者数：500名)

※新型コロナウイルスの感染状況に伴い、完全Zoomでの開催となる可能性がございます。  
あらかじめ御了承ください。



いわゆる「シフト制労働」は、労働者・使用者双方にとって、「自らの希望を所定労働日・労働時間に反映させられるメリットがある」とされる反面、契約上、就労日や就労時間帯が書面上必ずしも明記されていないことによるトラブルは絶えない。半ば強制的にシフトに入れられるといった相談や、権利主張をした労働者がシフトを外されるという相談も多い。コロナ禍においては、休業時の補償についても大きな社会問題となった。

シフト制労働は、雇用契約に透明性や予見性を欠くという要素をもつ。こうした課題に対応すべく、厚生労働省は2022年1月「シフト制労働者の雇用管理を適正に行うための留意事項」を定めた。契約書に就労日、就労時間をどのように書き込んでいくべきか、シフト確定の手続をどのように定めるかが、実務的な課題となっている。しかし、シフト制労働に関する検討は、実務的にも理論的にも十分な検討がなされているとは言い難い状況にある。

本シンポジウムでは、独立行政法人労働政策研究・研修機構の濱口桂一郎氏をお招きし、2019年に制定されたEUの「透明かつ予見可能性のある労働条件指令(2019)」を参考にこうした問題に対する国際的な対応の例を学ぶとともに、実務に詳しい人事担当者、労働組合の役員、労使の弁護士の参加により具体的な設例をもとに検討することとしたい。

### 内容

1 講演: EU「透明かつ予見可能性のある労働条件指令(2019)」を学ぶ  
濱口桂一郎氏(独立行政法人 労働政策研究・研修機構)

2 パネルディスカッション: 設例の検討

コーディネーター

竹村和也 会員(東京弁護士会)

渡邊徹 会員(大阪弁護士会)

パネリスト

濱口桂一郎氏(独立行政法人 労働政策研究・研修機構)

原田仁希氏(首都圏青年ユニオン)

柴山裕司氏(イオン株式会社 人事部 グループ人事)

新村響子 会員(東京弁護士会・労働者側弁護士)

佐藤有美 会員(愛知県弁護士会・使用者側弁護士)



地下鉄丸の内線、日比谷線、千代田線 霞ヶ関駅(B1-b出口直結)から徒歩1分

※ 個人情報取扱いについての記載:

ご提供いただいた個人情報は、日本弁護士連合会の個人情報保護方針に従い厳重に管理し、本シンポジウムの運営のために利用いたします。